

資料1 「議員定数・報酬」のあり方（内容と議論経過）

1 「議員定数・報酬」の在り方を議論した理由

○現状

議員定数は、平成17年に「18名」から「13名」に削減して以降、20年近く改正されていません。この間の人口減により議員1人当たりの人口は、約「813人」から約「663人」（12月末現在）まで減少しています。

また、報酬については平成20年に現行の「月額183,000円（年額約303万円）」に削減（十勝管内18町村中、15番目と低い状況）して以降改正されていません（それ以前の最高額は平成14年の「月額211,000円」）。この削減は本町の危機的な財政悪化による「行財政改革」を実施した際に行ったものですが、その後職員等給与は回復していますが、議員報酬は改正されていません。

○議員からの要請、議会運営委員会への諮問

令和5年1月に議員選挙が実施されましたが、その後2月の全員協議会において複数の議員から山下清美議長に対して「議員定数の見直し」について議論して欲しいとの要請がありました。

協議の結果、特別委員会は設置せずに「議会運営委員会」において「報酬」と併せて検討することとし、同年3月に議長から橋本晃明議会運営委員長に検討するよう諮問しました。議会運営委員会では「定数・報酬」以外の「議会活性化」に関わる項目も検討してきましたが、次期改選に向け昨年4月以降は「定数・報酬」について集中的に検討を行ってきました。

2 議会運営委員会における検討の経過

1 意向調査

検討に先立ち、全議員の意向（考え）を調査しました。「報酬」については全議員が「増額」が望ましいとした一方、「定数」については「削減」と「現状維持」で意見が拮抗していました。

2 報酬

本会議・予算決算委員会＝1日（8時間）、常任委員会・議会運営委員会・全員協議会等＝半日（4時間）、管外への派遣・出張＝1日（8時間）、管内への派遣・出張、視察受け入れ、意見交換会＝半日（4時間）、町内の派遣・出張、町内行事＝1/4日（2時間）、議員個人の日常活動（調査・情報収集、住民からの相談等）＝年間48日と定め、令和6年度全ての議会活動にあてはめて時間数を算出しました。それらを総合計すると「年間105」日となり、町長の活動日数「305日（365日－60日（土日・祝日120日の半分）」と比較したところ「34％」の活動量となり、その率を町長報酬額（700,000円）に掛けて算出しました。

なお、議長報酬は1.5倍、副議長報酬は1.2倍、委員長報酬は1.1倍としました。

3 定数

定数削減した場合の「メリット」「デメリット」について、以下の視点で議論して論点整理を行いました。

- ①地域や住民の多様な課題・意見の議会反映の視点
- ②議会における行政へのチェック機能・政策の質の維持の視点
- ③若者や女性、新人の立候補のしやすさの視点
- ④議員定数の検討における委員会の在り方の視点
- ⑤議員定数の根拠をどこに求めるかの視点

○議員個々の研鑽で資質を向上し、活動を活発化（そのための研修等の充実を図る）することにより、住民の多様な要望に応えることは可能
○報酬増により若い世代の立候補を促進
○委員会定数は「1名削減」で対応可能

その他、「議会の役割」「議会力の向上・議員の資質向上策」「議員のなり手不足の視点」「議会活性化の方向性」「議員活動の見える化」などについても併せて整理を行いました。

3 答申内容と全員協議会での協議

○議会運営委員会からの答申（検討結果）

協議を重ねた結果、昨年11月議会運営委員会から議長に対し、次のとおり報告（答申）しました。

〈議員定数〉次期改選期（令和9年1月）より、議員定数を2名削減する。
（13名⇒11名）

〈議員報酬〉次期改選期（令和9年1月）より、「議長報酬357,000円」（＋82,000円）、「副議長報酬286,000円」（＋67,000円）、「委員長報酬262,000円」（＋67,000円）、「議員報酬238,000円」（＋55,000円）に改定する。

○全員協議会での議論

答申を受け、議長は全員協議会に報告、全議員で議論しました。

（1）報酬の増額について ➡ 各議員からの異論なし

（2）定数の削減について

各議員から以下のような意見が出されました。

- 「定数減により町民との接点を持つ議員の減少により、町民の声を拾えなくなるし、町民も声を上げる場なくなる。」「議員それぞれのネットワークを失い町民にとって損失である。」
- 「定数減の分を議員個々の研鑽と活発化では対応できない。」「議員は得手不得手の分野があり、（現状の数で）得意分野を総合して、行政のチェック機能・政策の質の維持できるのではないか。」
- 「立候補へのハードルが上がり、新人の参入がしづらくなり、農村など地域代表議員が減少する」
- 「（委員会では）それぞれの得意分野を補完することで、委員会が成り立っていると考えれば、定数を減らすことで支障がでる。」
- 「（資質の向上について）定数減により個々の議員の責務が発揮されない。」
- 「議員一人当たりの人口は（定数減とする）根拠とならない。」「報酬を上げる代わりに定数削減という考えはあってはならない。」「他の自治体との比較し削減できるというのはナンセンス。」

（3）議会活性化・資質向上のための方策について

各議員から議員定数・報酬を考える前提として、「議会活性化・議会力向上を図るべき。」「議員の資質向上を図る方策を検討すべき。」との意見が出され、その方策として議長からは「研修機会の充実」「町民との意見交換会等の充実」「広報・町民への説明機会の充実」「議員間の協議の場の確保・充実」などについて取り組む必要性を示しました。

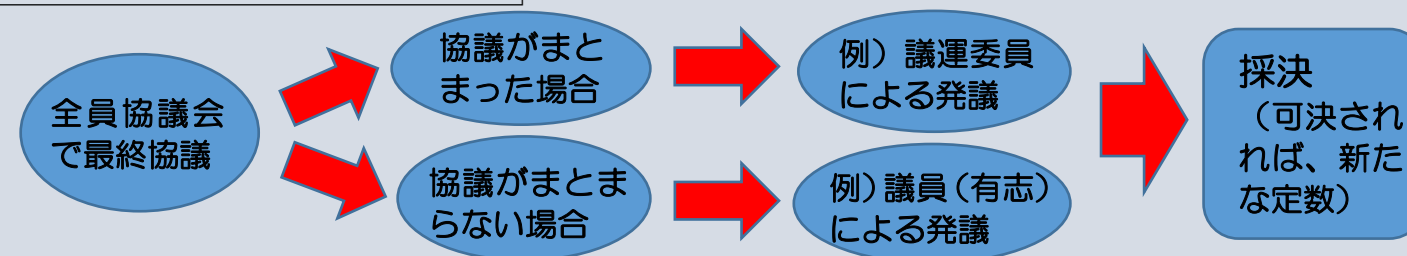
4 定数改正は「町民との意見交換会」での意見を踏まえ、3月定例会で採決へ

○定数については、これまでの議論で議会として「一本化した案」はできていません。

本日の意見交換会で出されたご意見を議会運営委員会でまとめた後、全員協議会を開催し最終の協議を行います。この協議において、議会として「まとまった案」ができるかどうかは、現時点では不透明ですが、まとまらない場合も、議員有志による「定数条例改正案」が発議され、採決されることが想定されます。

○報酬については、町長に対し「報酬等審議会」への「改定案」どおりに諮問を行い、答申を経て改正条例を提案するよう要請します。

今後の定数改正の流れ（想定）



答申書の詳細は、資料4をご覧ください。

検討結果の詳細は、資料5をご覧ください。

資料2 議員報酬検討の詳細

I 議員活動の範囲と議員活動日数

1 議員活動の範囲

A. 本会議・委員会等の議会活動

①本会議、②常任委員会、③特別委員会、④議会運営委員会、⑤第三者機関審議会

B. 協議調整の場の議会活動

①協議調整の場(地方自治法第100条第12項に基づく)

②協議調整の場(上記に準ずるもの。議会・委員会運営のための非公式の打ち合わせも含めることとする)

C. その他議会活動

①議員・委員の派遣、②議員の出張、③町内行事への参加、④町村議会主催研修、

⑤他町村議会視察受け入れ、⑥議会報告・意見交換会

D. 議員個人としての日常活動

①ABCに伴う調査研究・情報収集等、②住民からの相談・各自治会への出席

2 議員活動日数

(1) 議会活動の年間時間

令和6年(暦年)の議員活動の「回数」について調査した。

※議員活動回数は別紙一覧表のとおり。

「回数」から「時間数」への換算は、下記の「単位時間」により行った。

●単位時間

A. 本会議・委員会等の議会活動

・1回の活動を8時間とみなすもの(1日):本会議、特別委員会(予算・決算に係るもの)

・1回の活動を4時間とみなすもの(半日):常任委員会、特別委員会(予算・決算に係るものを除く)、議会運営委員会、第三者機関審議会

B. 協議調整の場の議会活動

・1回の活動を4時間とみなすもの(半日):全員協議会、法に基づかない協議調整の場

C. その他議会活動

・1回の活動を8時間とみなすもの(1日):議員・委員の派遣(管外)、議員の出張(管外)

・1回の活動を4時間とみなすもの(半日):議員・委員の派遣(管内)、議員の出張(管内)町村議会主催研修、他市町村議会視察受け入れ、議会報告・意見交換会

・1日の活動を2時間とみなすもの(1/4日):議員・委員の派遣(町内)、議員の出張(町内)、町内行事への出席

議会活動の「回数」に「単位時間」を乗じて、令和6年(暦年)の議会活動時間数を算出した。

※回数×単位時間＝議会活動時間数

議員活動の分類	議 長 (時間)	副議長 (時間)	議 員 (時間)
A. 本会議・委員会等の議会活動	444	344	325
B. 協議調整の場の議会活動	36	36	36
C. その他議会活動	454	144	88
計	934	524	449

(2) 議会活動の換算日数

常勤の職員の勤務時間(7時間 45 分)を参考に、1日の活動時間を8時間と定義。

議会活動時間数の合計を8時間で除して得た数値を議会活動日数とした。

※議会活動時間の合計÷8時間＝議会活動の換算日数

議 長		副議長		議 員	
年間時間数 (時間)	換算日数 (日)	年間時間数 (時間)	換算日数 (日)	年間時間数 (時間)	換算日数 (日)
934	117	524	66	449	57

(3) 日常活動日数 (活動区分D)

把握が難しいことから、「住民との接触」を月2回程度として 24 日、「調査研究」についても同様に月2回程度として 24 日、合計 48 日を議員個人としての「日常活動日数」とした。

	議 長(日)	副議長(日)	議 員(日)
日常活動日数	48	48	48

(4) 議員活動日数

議会活動日数に日常活動日数を加えた日数を議員活動日数とした。

※議会活動日数＋日常活動日数＝議員活動日数

	議 長(日)	副議長(日)	議 員(日)
議会活動日数	117	66	57
日常活動日数	48	48	48
議員活動日数	165	114	105

II 議員報酬(月額)の試算

1 議員報酬(月額)の現況

清水町議会議員の報酬月額・年額

区 分	月額報酬	年 額	年額(期末手当含む)	※参考
議 長	275,000 円	3,300,000 円	4,565,000 円	町長給与月額 700,000 円
副議長	219,000 円	2,628,000 円	3,635,400 円	
委員長	195,000 円	2,340,000 円 (9,360,000 円)	3,237,000 円 (12,948,000 円)	
議 員	183,000 円	2,196,000 円 (15,372,000 円)	3,037,800 円 (21,264,600 円)	
計	13 人	30,660,000 円	42,413,000 円	

() は、委員長4人、議員7人の計。期末手当は現行の 4.6 か月で計算。

2 議員報酬(月額)の試算

議員報酬の試算の方式には、「①町村政への貢献度を基にする方式」、「②議員の活動量と町村長の活動量を基にする方式(町村長の給与額を基準とする方式)」、「③類似自治体等と比較する方式」などがあるが、「議員報酬は議員活動という役務に対する対価」とであるという考え方にに基づき、説明が優れ、計算方法も容易な「議員の活動量と町村長の活動量を基にする方式(町村長の給与額を基準とする方式)」を採用し議員報酬を試算した。

(1) 議員活動日数と町長職務遂行日数との比率

●町村長の職務遂行日数

首長は一般的に平日、休日を問わず公務につく場合が多いので、土曜日、日曜、祝日(年間約 120 日)の半分程度は公務にあてるものと推定し、全国標準と同様に 365 日から60 日を除外した年間 305 日※とした。

※町村長の職務遂行日数: 365 日 - 60 日(土・日、祝日の半分) = 305 日(「全国標準」)

●議員活動日数と町長職務遂行日数との比率の計算

議員活動日数と町長職務遂行日数との比率を算定した。

※議員活動日数の町村長に対する比率 = 議員活動日数 / 町村長職務遂行日数

《令和6年活動実績ベース》

$$105 \text{ 日} \div 305 \text{ 日} = 34.42\% \div 34\%$$

令和6年(暦年)の活動実績ベースに基づき、議員報酬(月額)を試算する際に使用する比率を34%とした。

①試算

議員報酬(月額)の試算について、清水町長給与月額(700,000 円)に議員活動日数と町長職務遂行日数との比率(34%)を乗じて算出した額を議員報酬(月額)とした。議長報酬・副議長・委員長については浦幌方式(議員・委員長・副議長・議長の現行報酬額について、その比率を乗じるもの)を採用し、算出した議員報酬(月額)に対して、議長1.5、副議長1.2、委員長1.1を乗じて得た額をそれぞれの報酬(月額)とした。

※議員報酬(月額):清水町長給与月額(700,000 円)×議員活動日数と町長職務遂行日数との比率(34%)

※議長報酬=議員報酬×1.5、副議長報酬=議員報酬×1.2、委員長報酬=議員報酬×1.1

※参考 清水町議員の月額報酬 183,000 円を「1」とした場合の比率

(議長 275,000 円:副議長 219,000 円:委員長 195,000 円:議員 183,000 円)=(1.50:1.20:1.07:1)

●月額報酬の算定

区 分	比 率	月額報酬算定額	計 算 式
議 長	1.5倍	357,000円	238,000 円×1.5
副議長	1.2倍	286,000円	238,000 円×1.2
委員長	1.1倍	262,000円	238,000 円×1.1
議 員	1.0倍	238,000円	700,000 円×34%

●年間報酬額(単位:円)

区 分	月額報酬	増減	年 額	年 額 (期末手当含む)	増減
議 長	357,000	82,000	4,284,000	5,926,200	1,361,200
副議長	286,000	67,000	3,432,000	4,747,600	1,112,200
委員長	262,000	67,000	3,144,000 (12,576,000)	4,349,200 (17,396,800)	1,112,200 (4,448,800)
議 員	238,000	55,000	2,856,000 (19,992,000)	3,950,800 (27,655,600)	913,000 (6,391,000)
計	13人	—	40,284,000	55,726,200	13,313,200

※() は、委員長4人、議員7人の計。期末手当は現行の4.6か月で計算。

議会議員報酬・期末手当の条例改正経過

	議長報酬	副議長報酬	委員長報酬	議員報酬	6月 期末手当	12月 期末手当	期末手当計	特別加算	人事院勧告による 期末手当月数
平成14年度	319,000	253,000	225,000	211,000	1.40月	3.25月	4.65月 (81.5%支給)	15%	4.65月
平成15年度	294,000	234,000	208,000	195,000	↓	3.00月	4.40月	15%凍結	4.40月
平成16年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	15%凍結	↓
平成17年度	284,000	226,000	201,000	189,000	↓	3.05月	4.45月	15%凍結	4.45月
平成18年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	15%凍結	↓
平成19年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	条項廃止	4.50月
平成20年度	275,000	219,000	195,000	183,000	↓	↓	↓	↓	↓
平成21年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	4.15月
平成22年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	3.95月
平成23年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
平成24年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
平成25年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
平成26年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	4.10月
平成27年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	4.20月
平成28年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	4.30月

	議長報酬	副議長報酬	委員長報酬	議員報酬	6月 期末手当	12月 期末手当	期末手当計	特別加算	人事院勧告による 期末手当月数
平成29年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	4.40月
平成30年度	275,000	219,000	195,000	183,000	1.40月	3.05月	4.45月	条項廃止	4.45月
令和元年度	↓	↓	↓	↓	↓	3.10月	4.50月	↓	4.50月
令和2年度	↓	↓	↓	↓	↓	3.05月	4.45月	↓	4.45月
令和3年度	↓	↓	↓	↓	2.15月	2.15月	4.30月	↓	4.30月
令和4年度	↓	↓	↓	↓	2.20月	2.20月	4.40月	↓	4.40月
令和5年度	↓	↓	↓	↓	2.25月	2.25月	4.50月	↓	4.50月
令和6年度	↓	↓	↓	↓	2.23月	2.30月	4.60月	↓	4.60月
令和7年度	↓	↓	↓	↓	2.30月	2.35月	4.65月	↓	4.65月
削減率（H14 年度比）	△13.8%	△13.4%	△13.3%	△13.3%					

※役場職員等の削減

①平成14～16年

○特別職～年収の15～12%削減

○職員～本俸の2%削減、役職加算の凍結、管理職手当削減

②平成17年以降（H25年度までの9年間）

○特別職～現在の報酬額

○職員～役職により本俸削減（6級7%、5級6%、4級5%、3級4%、2級3%、1級2%）、管理職手当削減（課長12%⇒9%、課長補佐8%⇒6%）、期末・勤勉手当の役職加算支給凍結

No.	町村名	人 口 R7年1月 末現在	議 定 員 数 議員一人 あたりの 人 口 R7年1月 末現在	議 長 報 酬				副 議 長 報 酬				委 員 長 等 報 酬				議 員 報 酬													
				月額報酬 (円)	順 位	期末手当 (ヶ月)	期末手当 加 算 支給率	年間報酬額 (円)	順 位	月額報酬 (円)	順 位	期末手当 (ヶ月)	期末手当 加 算 支給率	年間報酬額 (円)	順 位	月額報酬 (円)	順 位	期末手当 (ヶ月)	期末手当 加 算 支給率	年間報酬額 (円)	順 位								
1	音 更 町	42,632	20	2,132	397,000	1	4.65		6,610,050	1	321,000	1	4.65		5,344,650	1	290,000	1	4.65		4,828,500	1	281,000	1	4.65		4,678,650	1	
2	士 幌 町	5,685	12	474	310,000	5	4.60		5,146,000	6	245,000	5	4.60		4,067,000	6	218,000	6	4.60		3,618,800	6	195,000	6	4.60		3,237,000	8	
3	士 士 幌 町	4,749	11	432	304,000	7	4.60	15%	5,256,160	4	244,000	6	4.60	15%	4,218,760	3	218,000	6	4.60	15%	3,769,220	4	192,000	7	4.60	15%	3,319,680	5	
4	鹿 追 町	4,918	11	447	316,000	4	4.60		5,245,600	5	249,000	4	4.60		4,133,400	5	225,000	4	4.60		3,735,000	5	205,000	4	4.60		3,403,000	4	
5	新 得 町	5,492	12	458	296,000	9	4.60	15%	5,117,840	7	233,000	11	4.60	15%	4,028,570	7	208,000	10	4.60	15%	3,596,320	8	188,000	8	4.60	15%	3,250,520	7	
6	清 水 町	8,734	13	672	275,000	17	4.60		4,565,000	18	219,000	16	4.60		3,635,400	17	195,000	16	4.60		3,237,000	17	183,000	16	4.60		3,037,800	15	
7	芽 室 町	17,757	16	1,110	306,000	6	4.10		4,926,600	10	244,000	6	4.10		3,928,400	8	224,000	5	4.10		3,606,400	7	204,000	5	4.10		3,284,400	6	
8	中札内村	3,833	8	479	267,000	18	4.60	15%	4,616,430	17	211,000	18	4.60	15%	3,618,190	16	188,000	18	4.60	15%	3,250,520	16	169,000	18	4.60	15%	2,922,010	17	
9	更 別 村	3,076	8	385	290,000	13	4.60		4,814,000	14	229,000	13	4.60		3,801,400	14	205,000	11	4.60		3,403,000	13	185,000	10	4.60		3,071,000	12	
10	大 樹 町	5,254	12	438	286,000	11	4.60	15%	4,944,940	9	227,000	14	4.60	15%	3,924,830	9	203,000	14	4.60	15%	3,509,870	9	185,000	10	4.60	15%	3,198,650	9	
11	広 尾 町	5,878	13	452	294,000	11	4.50		4,851,000	13	235,000	8	4.50		3,877,500	13	210,000	8	4.50		3,465,000	12	185,000	10	4.50		3,052,500	14	
12	幕 別 町	25,230	19	1,328	323,000	2	4.60		5,361,800	2	258,000	2	4.60		4,282,800	2	231,000	3	4.60		3,834,600	3	212,000	2	4.60		3,519,200	2	
13	池 田 町	5,895	12	491	296,000	9	4.60		4,913,600	11	234,000	10	4.60		3,884,400	12	204,000	12	4.60		3,386,400	14	185,000	10	4.60		3,071,000	12	
14	豊 頃 町	2,855	9	317	281,000	16	4.60	15%	4,858,490	12	225,000	15	4.60	15%	3,890,250	11	202,000	15	4.60	15%	3,492,580	10	185,000	10	4.60	15%	3,198,650	9	
15	本 別 町	6,034	12	503	292,000	12	4.30		4,759,600	15	230,000	12	4.30		3,749,000	15	204,000	12	4.30		3,325,200	15	185,000	10	4.30		3,015,500	16	
16	足 寄 町	5,927	13	456	300,000	8	4.60		4,980,000	8	235,000	8	4.60		3,901,000	10	210,000	8	4.60		3,486,000	11	188,000	8	4.60		3,120,800	11	
17	陸 別 町	2,116	8	265	286,000	14	4.60		4,747,600	16	217,000	17	4.60		3,602,200	18	192,000	17	4.60		3,187,200	18	175,000	17	4.60		2,905,000	18	
18	浦 幌 町	4,095	11	372	318,000	3	4.60		5,278,800	3	254,000	3	4.60		4,216,400	4	233,000	2	4.60		3,867,800	2	212,000	2	4.60		3,519,200	2	
	十勝平均	8,898	12	623	302,056				5,055,195		239,144				4,007,453		214,444				3,588,856		195,222				3,266,920		
参 考	清水町	試算額（議長357,000円、副議長286,000円、委員長262,000、議員238,000円）に上げた場合			357,000	2	4.60		5,926,200	2	286,000	2	4.60		4,747,600	2	262,000	2	4.60		4,349,200	2	238,000	2	4.60			3,950,800	2

※現在、芽室町・幕別町も報酬引き上げを検討しているため、実際には4～5位程度になると思われる。

資料3 議員定数検討の詳細

協議においては、定数削減に対する「メリット」「デメリット」について以下の視点による議論を交わし、論点整理を行った。

①地域や住民の多様な課題・意見の議会反映の視点

- ・定数減により住民の声を拾いきれなくなる。
- ・多様な意見反映がされない。

⇒整理 町民からの意見聴取（集約）については、個々の議員活動を上げることにより「量（一人当たりの住民数）」「多様性（若者から高齢者まで幅広い意見・要望）」を満たすことが可能である。

議員報酬を一定程度引き上げることで、その活動を保障することに繋がる。→（報酬を上げた分、たくさん仕事する。）

②議会における行政へのチェック機能・政策の質の維持の視点

- ・町民要望の多様化への対応が必要
- ・チェック機能を果たすためには、専門分野を持つなど多様な議員が必要

⇒整理 監視機能の低下、多角的議論の保持、専門分野の保持については、いずれも「議員が個々に研鑽する」ことにより達成されるものであり、「議会」としては、研修会への参加を促すなどサポートを行うことでそれを補完するものである。→議員となった時から既に認識されているはずである。

③若者や女性、新人の立候補のしやすさの視点

- ・得票の当選ラインが上がり、若者や女性、新人の立候補の障壁なる恐れがある。
- ・組織票を持つ現職や特定の団体に有利になり、新たな参入が難しくなる。

⇒整理 定数削減により「当選ライン」が上がることは必然であるが、以前とは異なり「組織票」や「団体支援」の持つ力は弱まっているのではないだろうか。SNSなどを使った選挙運動（別紙参照）が行われることにより、若者や女性の当選は従前ほどハードルが高くないといえるのではないか。

④議員定数の検討における委員会の在り方の視点

- ・現行の委員会体制（3常任委員会＋議運）が維持できるか。
- ・現行の6人を5名にすると支障が出るのではないか。

⇒整理 現行の常任委員会の定数は「委員会での議論が低調である」「委員長・副委員長への依存が高い」などの理由から「多い（削減化できる）」ので、「6名」⇒「5名」は支障がない。
「もっと各議員が積極的に委員会活動に関わるべき」であるが、「少数精鋭」の形で取り組むことも十分可能であろう。

⑤議員定数の根拠をどこに求めるかの視点

- ・人口減に見合った定数にすべきではないか。
- ・定数を減らすべきという町民の声がある。
- ・報酬の大幅な増額を考えると、現状維持は理解が得られない。
- ・(定数を減らすべきという声は)議会への不信であるが、定数削減ではなく「活性化」や「資質向上」により理解を得る。

⇒整理 H19年1月改選期より「18名」⇒「13名」、議員一人当りの人口「587人」⇒「813人」としたが、現在は670人程となっている。

→削減時の人口数に戻すためには、2名の削減が必要

【参考】検討の前提条件についても以下のとおり整理した。

①議会の役割とは

主に3つに分けられる。1つ目「町民の代表として町民の声を十分に拾い上げる機能」、2つ目「執行機関である行政を監視（チェック）する機能」、3つ目「議会として課題発見と課題解決能力、つまり政策提案機能」

整理⇒1つ目①日常の議員活動、②本会議・委員会における質問（発言）や議論を通じて発揮されるもの。2つ目については、同じく②により発揮される。3つ目については、①及び②により発揮され、日頃の学習や研修などを通じて身に付けていく。

いずれも「議員が個々に研鑽する」ことにより達成されるものであり、「議会」としては、研修会への参加を促すなどサポートを行っている。

→議員となった時から既に認識されているはずである。

②議会力の向上・議員の資質の向上策

議会力の向上・議員の資質の向上を実現するため、その策を検討する

整理⇒①と同様である。

→議員となった時から既に認識されているはずである。

③議員のなり手不足の視点

なり手不足の解決は、報酬・定数だけで解決しきれものではないが、なり手不足に寄与するかどうかの視点

整理⇒「報酬」については試算額（55,000 円）程度の引き上げで日本の平均所得の中央値（約 407万円）に近づけることができ、若い世代が「他の収入」に頼らずに議員となることが期待できる。

④議会活性化の方向性

議会の重要性を重視すると、実態ではなくて本来の議会の職責を果たすために必要な定数・報酬を議論する考え方

整理⇒「地方自治の両輪」として首長と議会は重要である。首長の「追認機関」と見られないよう、議場等における活発な議論が必要である。

→住民からその様に見られないための議論、提案などが必要であるが、このことは個々の議員の意識の問題である。

⑤その他（議員活動の見える化など）

議員の活動の可視化が重要であり、削減することで議員 1 人当たりの活動量が増えることで、町民に「議員の活動」見えやすくなるのでは

整理⇒定数が削減されると必然的に 1 人の議員が全体に占める割合が増えることで、本会議や委員会における発言・質疑も相対的に増えることとなり、外部に対しても「見える（中継や議事録における露出時間・回数）」量が増す。

ただし、積極的に情報を得る住民以外にとってはあまり変化がないのではないかな。

→議員自らが発信（SNS・紙配付、議会報告会の開催など）することが必要であり、議会全体ではなく個々の議員活動を充実させることが必要。

常任委員会、議会運営委員会定数について

定数11名（△2名）とした場合の「委員会構成」（一例）

1 各委員会ごとの人数

	改正前	改正後	増減	
総務産業	6	5	△1	現委員会条例では「7」、議長辞任で「6」 条例改正 7⇒6
厚生文教	6	5	△1	条例改正 6⇒5
広報公聴	6	5	△1	条例改正 6⇒5
議会運営	5	5	0	
計（延べ人数）	23	20	△3	※10名（議長除く）×2

※現在、延べ「23」の委員について、「（12名×2）－1（監査委員）」で担っている。

2 振り分け条件

総務産業	厚生文教	広報公聴	議会運営
1 委員長①	1 委員長⑥	1 委員②～⑤（4名）、委員⑦～⑩（4名）の内、議運委員以外2名	1 委員長①
2 委員②	2 委員⑦	2 ⑩（4名）の内、議運委員以外2名	2 委員長⑥
3 委員③	3 委員⑧	3 づつ 4名	3 委員②～⑤（4名）の内2名
4 委員④	4 委員⑨	4 副議長の所属していない委員会から 1名	4 委員⑦～⑩（4名）の内2名
5 委員⑤	5 委員⑩	5	5 副議長

広報公聴

○副議長が属する委員会から「2名」、副議長の所属しない委員会からは「3名」

議会運営

○「委員長」を掛け持ちしない慣例から、委員長は「総務産業」「厚生文教」とどちらかの委員長以外となるため、「総務産業」「厚生文教」の委員長選出にあたっては、その点の考慮が必要

3 上記1，2を満たす条件

○監査委員も2つの委員会に所属する。

※監査委員の負担を考慮し、「議選監査委員」を置かないこととすることについて、理事者側への要請、調整（条例改正等）が必要である。

資料 4 答申書

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

清水町議会議長 山下 清美 様

議会運営委員会

委員長 橋 本 晃 明

議長の諮問に関する事項「議会活性化」に係る「議員定数」 「議員報酬」の検討結果について

令和5年2月 27 日開催の「全員協議会」において、「現任期（令和5年1月 27 日～令和9年1月 26 日）において、議会運営委員会が中心となり、議員定数や報酬を含めた議会改革（「議会活性化」）について協議して欲しい。」という意見が出され、議長においては、議会運営委員会（以下「委員会」）に対して検討・議論を指示（諮問）された。

各種検討項目のうち「議員定数」「議員報酬」について、検討結果をまとめたので下記のとおり答申する。

議長におかれては、この検討結果を踏まえ議会全体の合意形成、条例改正、町執行側との調整等の必要な措置を講じられるよう要請する。

記

1. 答申事項 議員定数、議員報酬について

※添付書類 中間報告②

2. 検討の進め方（詳細は、別添中間報告②のとおり）

議長より諮問された「議会活性化」について、委員会において整理した結果、「議員定数・議員報酬」等の基本項目のほか「住

民参加」「情報共有」「機能強化」など項目について検討することとした。

これらのうち、「議会報告会と意見交換会」「模擬議会」「ITの推進」「情報共有」について、一部議論が未了のものもあるが、令和6年11月に「中間報告①」を行ったところである。

「議員定数、議員報酬」については、①重要なテーマであり、各議員の意向確認等も含め、時間をかけ丁寧な議論を進める必要があること。②特に「定数」の改正が必要となった場合、次期改選期（令和9年1月）までの準備や周知に一定の期間が必要であり、そのためには令和7年度末頃までに結論を出す必要があること。を鑑み、当初のスケジュールを前倒することとし、令和7年4月より検討を開始した。

3. 検討経過（詳細は、別添中間報告②のとおり）

①委員会開催数

令和7年4月11日から11月13日まで計9回開催

②全議員に対する意向調査及びヒアリング

・意向調査 令和7年5月23日～6月5日

・ヒアリング 令和7年6月12日、17日、18日

③研修会への参加 令和7年7月25日 芽室町議員研修会

4. 検討の結果（詳細は、別添中間報告②のとおり）

（1）議員報酬

①検討経過等

全議員の意向調査・ヒアリングにおいては、金額に多寡はあるものの全員が報酬増との意見であった。そのため委員会においては、増額方針のもと、その程度について議論を進めた。

以前の議会活性化議論（平成30年4月に報告された「議会活性化特別委員会」報告において用いられたもの）と同様、議員の

活動量（実績）と理事者（町長）の公務日数を比較し、その比率により報酬額を算出したところである。

②答申

次期改選期（令和 9 年 1 月）より、議員報酬を次のとおり改正する。（※町理事者による町特別報酬等審議会への「諮問」及び「答申」によること。）

○議 長 357,000 円 ○副議長 286,000 円

○委員長 262,000 円 ○議 員 238,000 円

③理由

ア．本町の議員報酬は年収ベース（期末手当を含む）で、十勝管内 18 町村中、議長 18 番目、副議長 17 番目、委員長 17 番目、議員 15 番目であり、帯広周辺 3 町を除くと管内最上位の人口を有する町としては、かなり低い。

イ．「なり手不足」の解消のためには、新たに議員になる方、特に若い世代が副業を持たずに活動できる報酬が必要であるが、今回の改正により議員で約 3,950 千円となり、令和 5 年度の国民平均年収の中央値である「407 万円」に近づけることができる。なお、議員で 55,000 円増は約 30% の上昇率となるが、削減前の報酬額は 211,000 円（平成 14 年度）であり、この間の物価上昇は IMF（国際通貨基金）の「日本の消費者物価指数推移」によると約 116% である。この上昇率に 211,000 円をかけると 244,760 円となり、本改正案は決して高いとは言えない。

ウ．議員からは 1 ～ 3 万円程度の増額という意見もあるが、今後の報酬改定に対しある程度の期間耐えることのできる（再検討の頻度を抑える）金額とすることが必要である。

④特記事項

将来的には特別職の報酬が上がった場合、連動して議員報酬の改定を検討に着手するという考え方を持つ必要がある。

(2) 議員定数

① 検討経過等

全議員の意向調査・ヒアリングにおいては意見が拮抗（現状維持 7 名、1～2 名削減 6 名）し、また今後の検討過程において考え方を変える可能性があるとの意見もあったため、委員会においては、全国・全道・十勝管内の議会の状況等を確認するとともに、各議員から出された議員定数を削減した場合の「メリット」「デメリット」に対する論点整理を行った。

また、削減した場合の「常任委員会の数」「常任委員会の構成」「議選監査委員の在り方」についても議論した。

② 答申

次期改選期（令和 9 年 1 月）より、議員定数 2 名削減すること。

③ 理由

ア．平成 17 年 6 月の定数変更以降 20 年以上定数改正が行われておらず、この間の人口減少により議員一人当たりの人口は大きく減少した。人口減少が進む中、議員報酬の財政的負担を考慮しながらも、議員一人ひとりの活動を充実させ議会としての機能を損なうことのない定数として、2 名の削減が適当である。

イ．定数削減に係る「メリット」「デメリット」について総合的に判断し、2 名の削減が適当である。

ウ．一定の議員報酬の総額に対する町民理解や歳出増の抑制を考慮すると、2 名の削減が適当である。

以 上

資料5 全員協議会での議論と整理結果

1 議員定数・報酬検討の前提条件＜意見を踏まえた議長整理事項＞

(1) 議会活性化・議会力向上とは

全員協議会等において、「議会のあるべき姿、議会活性化の方針が定まらな
い、議員の定数・報酬の在り方やその根拠を検討できない」「経費削減という『行政改革』の論理で
はなく、あくまで議会活性化・資質の向上を行う『議会改革の論理』を重視すべき」との意
見が出たことから、議員からの意見聴取等を踏まえ、以下のとおり議会のあるべき姿、議
会活性化の方針を整理した。議運の中間報告・答申(11月25日)に
よりの議員間で共通理解されており、①～⑤が高まることにより「議会活性化」「議会力向上」に繋がると考
える。

＜議会のあるべき姿、議会活性化の方針＞

- 「①町民の代表として町民の声を十分に拾い上げる機能」、
 - 「②執行機関である行政を監視(チェック)する機能」、
 - 「③議会として課題発見と課題解決能力、つまり政策提案機能」
- に加えて、
- 「④町民に分かりやすく、開かれた議会【町民との情報共有】」、
 - 「⑤町民が議会に関われるような議会【議会への町民参加】」

(2) 議員の役割(資質)とは

定数・報酬議論の中で、前提条件として「議員の資質の向上」が課題として多く挙げられている。議員の「資質」とは何かを考えるに当たり、議員は町民の代表として「選良」ということばで呼ばれるように既に「資質」を持っている考え方があるが、議運の中間報告・答申(11月25日)では、更に議会活性化・議会力向上を踏まえた中で個々の議員の役割として、上記の議会の役割①～③を個々の議員で発揮することが議員の資質向上につながると説明している。

議運の中間報告・答申(11月25日)以降の協議の中で、議員の役割(資質)については、あいまいなところがあり、町民と議員との関係を更に具体的に説明する必要があるとの意見があり、全員協議会で出た意見を基に、以下のとおり整理した。

＜議員の役割(資質)＞

「①町民の代表として町民の声を十分に拾い上げる機能」と議員の役割

議員は町民から選挙で選出されているので町民の代表である。それゆえ議員は町民からの信託を受けていると言える。日本の地方自治制度では首長も直接住民から選ばれているので首長と議会の両方が町民の代表と言えるが、諸外国の地方自治制度を見ると、首長が直接住民から選挙されない制度も見られるが、議員が直接住民から選挙されない制度はない。このことから、町民の代表という性質は、首長よりも議会のほうが根本的な存在である。

町民の代表としての資質を具体的に説明すると、

1点目は、町民の代表として、町民と接点(支持者や相談のあった町民など)を持って町民の意見や困りごとを把握すること。

2点目は、憲法第15条で「公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者でない」とされているように、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であつて、これが議員の本質と言われている【議員必携】。そのため、議員は「町民から伺った意見をそのまま表明するのでは無く、議員として町民から出た意見を町民全体のためになるものかどうか議員自身の考えを整理して意見を表明すべきこと。

3点目は、議会の審議過程、審議結果について町民に説明をするのは議員の仕事であること。行政は行政の立場としての説明責任はあるが、議員は町民から信託を受けた議員としての説明責任がある。議員が、町全体のことを考えて、意見を伺った町民の意見と異なる意見を表明した場合、意見を伺った町民に理解、納得していただけるよう説明する責任がある。

「②執行機関である行政を監視(チェック)機能」と議員の役割

町として間違った方向へ行かないように議会の行政へのチェック機能を果たすことが大事である。議会最後の砦であり、行政が間違った方向へいったと判断する場合は、それに歯止めをかけることは議会しかできない。このことから、議運の中間報告・答申(11月25日)では、「個々の議員活動を上げること」「議員が個々に研鑽する」ことが必要であると説明している。

「③議会として課題発見と課題解決能力、政策提案機能」と議員の役割

議員が、町民の代表として町民と接点(支持者や相談のあった町民など)を持って町民の意見や困りごとを把握することで、町の課題発見能力が高まる。執行側は議案等を通じて政策提案をするが、町民と接点を持つ議員より、より良い政策へ導くこと、チェック機能を果たす。このことから、議運の中間報告・答申(11月25日)では、「個々の議員活動を上げること」「議員が個々に研鑽する」ことが必要であると説明している。

2 議会活性化・資質の向上の方策＜意見を踏まえた議長整理事項＞

「議会活性化・議会力向上とは」「議員の役割(資質)」の定義を整理したが、議会活性化・資質の向上を行う方法について、議運の中間報告・答申(11月25日)では、「①個々の議員活動を上げること」「②議員が個々に研鑽する」ことで定数減でも機能を維持できる旨の結論であり、12月5日の全員協議会における検討資料(議長整理)では、むしろ定数減をすることにより、「多様な民意の反映」「行政の監視」「政策力(課題発見・課題解決)」機能を維持・増進できる理由・根拠を以下のとおり2点挙げている。

③定数減による議員活動・委員会活動の活発化:定数減により、必然的に個々の議員の責務・能力が一層発揮され、議員の活性化、議会全体の活性化につながる。なお、委員会構成においても同様で、各常任委員会の委員数1名ずつ削減し各5名とすることにより、委員会での議論が活発になるのではと考える。

※但し、削減数が大きくなると、多角的議論や専門分野の保持ができなくなるので、議員定数2名の減が限界であると考え。

④定数減による議員活動の見える化:定数が減ることで委員会活動などにおける議員の活動(負担)は以前と比べて、必然的に増えることになるが、自ず(従前と比べ相対的にも)と個々の議員の露出度、注目度が高くなり、必然的に「議員活動の見える化」に繋がることとなると考える。

また、12月5日の全員協議会における検討資料(議長整理)では、議員個々の活動に任せるばかりではなく、議会全体として、以下の取り組みもセットで行ったほうがよいと整理した。

⑤研修機会の充実:「行政の監視」「政策力(課題発見・課題解決)」機能、個々の議員の資質向上のため、更なる研修の機会を増加させたり、新たな取組み(希望制による研修など)を行うことが必要と考えているので、予算措置を含め積極的に取り組んでいきたい。

⑥町民との意見交換会の充実:「多様な民意の反映」のため、町民との意見交換会の機会の充実に取り組んでいきたい。

⑦広報・町民への説明機会の充実:議会活動の町民理解、見える化を推進するため、広報の充実、町民への説明機会の充実に取り組んでいきたい。

以上、12月5日以降の全員協議会で出た意見をまとめた結果、議員の資質向上を図るための手段として、「⑧議員間の協議の場(全員協議会や少人数で議論する場合は常任委員会(協議会))の確保」を追加する。

3 定数決定理由の根拠<意見を踏まえた議長整理事項>

(1)全体を通じて

全員協議会において、定数減ありき、後付けに見えるとの意見に対し、議運では決して定数ありきでは議論していなかった。定数維持と定数減の意見がある中で、定数維持の意見に対する理由は明確であったが、定数減に対する理由は人口・財政的な理由以外は明確にはなかった。議運において中間報告・答申をするに当たって、活性化・資質向上の観点からの理由づけを示す必要性があったことから、その理由付けが定数減ありき・後付けの印象を持たれたのではと考えている。

(2)地域や住民の多様な課題・意見の議会反映

議運の中間報告・答申では、町民からの意見聴取(集約)については、個々の議員活動を上げることにより、満たすことが可能であるとの整理をした。

全員協議会の議論では、「定数減の分、町民からの意見聴取は個々の議員活動を上げればという論理にならない」「定数減により、町民と接点を持つ議員が少なくなり、声ある声を拾えなくなるし、町民の立場から見ても、議員への接点の機会、声を上げる場所が少なくなる」「定数減により議員それぞれのネットワークを失い町民にとって損」との意見があった。

(3)行政へのチェック機能・政策の質の維持

議運の中間報告・答申などでは、行政へのチェック機能・政策の質の維持については、

「議員が個々に研鑽し、議会としては研修会への参加を促すなどのサポートで達成される」、「定数減による議員活動・委員会活動の活発化」「定数減による議員活動の見える化」と整理した。

全員協議会の議論では、「定数減の分を議員個々の研鑽と活動の活発化で対応できない」「個々の議員には得手不得手があり、各議員の得意分野を総合して、行政へのチェック機能・政策の質の維持できるのでは」「定数減により、個々の議員の責務・能力が一層発揮されるとあるが、定数減により議員の資質が上がるのは疑問である」との意見があった。

(4)若者や女性、新人の立候補のしやすさの視点

議運の中間報告・答申では、定数削減により「当選ライン」が上がることは必然であるが、以前とは異なり「組織票」や「団体支援」の持つ力は弱まっているのではないかと。SNSなどを使った選挙運動が行われることにより若者や女性の当選は従前ほどハードルが高くないと言えるのではないかと整理した。

全員協議会の議論では、定数減は、議員立候補へのハードルが上がり、新人議員の参入がしづらくなり、農村など地域代表議員が少なくという意見が出た。

(5)議員定数の検討における委員会の在り方の視点

議運の中間報告・答申では、常任委員会数を「6人」から「5人」にすることにより、委員会活動の活発化を期待し、委員会運営にも支障がない。ただし、多角的な議論や専門分野の保持ができなくなることから常任委員会数は「5人」が限界であるとの整理を行った。

全員協議会の議論では、「委員会での議論は低調ではなくむしろ活発」「委員それぞれの得意分野で補完することで、委員会が成り立つという考え方に立てば減らすことで支障がある」との意見があった。

【検討内容等】

常任委員会数「5人」では難しいということであれば、定数減でも「6人」を維持する手法がある。現状維持、定数減(2名減)、定数減(1名減)で常任委員会数「6人」のパターンを確認し、より良い方法を改めて検討。

(6)議員定数の根拠をどこに求めるかの視点

議運の中間報告・答申では、H19年1月改選期より「18名」から「13名」に定数を削減し、議員1人当たりの人口は「587人」から「813人」となったが、現在は「670人程」となっており、削減時の人口数に戻すことと、歳出増の抑制の観点から2名の削減が必要であると整理されている。

12月7日の検討資料(議長整理)では、議運の中間報告では、「定数は奇数のほうが良い」「各常任委員会を1名ずつ減らせるので2名減のほうがよい」の意見が多かった。一般論としては奇数(議長選挙において同数とならない)が良いと言われるが、偶数(採決において同数とならない)のメリットもあるという情報提供を行った。

全員協議会等の議論では、「議員定数は町の歳出に及ぼす影響が少ない」「議員1名当

「たりの人口は根拠になり得るか」「報酬を上げる代わりに定数削減という考えはあってはならない」「町民の感情は議員が役に立っていないから減らしたほうが良いという」「具体的な自治体と比較して清水町議会は定数減ができるとはナンセンス」「2名減と現状維持で意見が分かれているが、1名減という選択肢も協議したほうがよいのではないか」との意見があった。

中間報告・答申の中で、定数の根拠として具体的な自治体名の入った記述は割愛すること、12月7日の全員協議会で確認済みである。また、定数の根拠について町民へ説明する際、あくまで定数の根拠を示すべきで、報酬を上げる代わりなど報酬とリンクさせる理由で説明すべきでないということも、12月7日の全員協議会で説明済みである。

【検討内容等】

議運においては、定数の根拠として具体的な自治体名の入った記述は割愛すること、定数の根拠について町民へ説明する際、あくまで定数の根拠を示すべきで、報酬とリンクする記述をしないことを共通認識として持つ。

議運中間報告・答申では、議員定数2名減との結論であったが、その理由の1つとして常任委員会数の関係で2名減のほうが良いということがあり、定数1名減でも常任委員会数を調整する選択肢もあることから、現状維持、定数減(2名減)、定数減(1名減)で常任委員会数を6人とするパターンを確認し、再検討。

「定数は奇数のほうが良い」という意見については、一般論としては奇数(議長選挙において同数とならない)が良いと言われるが、常任委員会数を6人とするパターンを確認したうえで、リスクを比較考慮して判断するしかない。

議会は、町の重要な意思決定機関であり、「①町民の代表として町民の声を十分に拾い上げる機能」、「②執行機関である行政を監視(チェック)する機能」、「③議会として課題発見と課題解決能力、つまり政策提案機能」の機能がある。一方、町民から議会は役に立っていないと言われるなどの意見がある。例えば現実の議会に問題があるとしても、定数を削減することで、重要な意思決定機関である議会の機能が低下した場合、更に議会が不要であるとの負のスパイラルになるという懸念がある。町民から不信を受けたからといっても、議会力の低下、議員資質が低下しない定数が前提であると考えらる。

自治体にとっての議会の重要性、議会としての機能の向上、議会としての機能が損なわれないことという観点、町民のためになるのかという観点からも検討を行う必要がある。

4 報酬決定の根拠＜意見を踏まえた議長整理事項＞

・全員協議会では、前述のとおり、報酬を上げる場合、その理由を定数とリンクさせないということを説明したところである。

・議運の中間報告・答申では、報酬については、十勝標準や浦幌方式に基づき、議員の活動量を基に計算した結果を根拠として、その金額が適正と判断している。もちろん、定数が現状維持(又は減)の決定結果に関わらず、報酬の結論を出したものである。

・中間報告における「主な理由」については、議員の活動量を基に計算した結果を根拠とし

たことが前提となっており、それを補完する理由のみを記述しているが、町民に分かりやすく説明するために、「主な理由」のところに、改めて、あくまで議員の活動量を基に計算した結果を根拠としたことを記述することを、全員協議会で説明したところである。

・報酬の算定理由について、それを補完する説明として、「管内の報酬の状況」や「過去に行った報酬削減の経緯」についても追加し、今回の報酬改正が適当であることを補完したい。

資料6 議会の基礎知識

議会ってなあに？ NO.1



議会とは？

議会は、町民皆さんの声を町政に反映させる大切な場です。
選挙で選ばれた議員が、町のルール（条例）を決めたり、予算の
使い道や町の事業が適切かどうかをチェックしたりします。
町長が出す提案について、議員が様々な立場から意見を出し合い、
話し合いを重ねて、町のよりよい未来をつくっていきます。
「町のこと、どんなふうに決まっているの？」
そんな疑問を持ったらぜひ本会議の傍聴にお越しください。
みなさんの声が町を動かすきっかけになるかもしれません！

「議会って、なんだかむずかしい…」

そんなイメージをなくすために、議会について
やさしくわかりやすくお届けするコーナーです。
議会を知ることは、まちづくりに関わる第一歩！
まずは知ることから、一緒に始めてみませんか？



議員ってどんな人？報酬は？何するの？

議会議員は、町に住むみなさんの声を町政に届ける町の代表です。4年
に一度の選挙で選ばれた13人の議員により、くらしの中で見つけた課
題やよりよい町にするためのアイデアを議論しています。

議員になるには、日本国籍がある・25歳以上・清水町に引き続き3か月
以上住んでいることが条件です。

農業にたずさわる方、退職後に地域のために活動している方、仕事をし
ながら活動している方など、さまざまな議員がいます。

令和6年度の議員の年間報酬は、議長が456万5千円、副議長が363万5千
円、委員長が323万7千円、議員が303万7千円となっており、本会議や
委員会など、年間139回（R6年度同日開催を含む）の会議を行っています。
本会議や、各委員会の役割については次号で詳しくご説明いたします！

Youtube でライブ配信をしています

- 本会議当日、下記 QR コードをスキャンまたは Youtube を開き、「北海道
清水町議会」を検索
- ライブ配信中の動画を選択し、視聴



北海道清水町議会

過去の中継動画も
ご覧いただけます！

次号183号（11月発行）では…

- ①議員の役割
- ②本会議と委員会

について掲載しますぜひご覧ください！

議会モニター会議を開催しました



4月より議会モニターが新体制となり、7月23日（水）に初めての会議
が行われました。
会議の詳細は次号（183号）で掲載いたします。

▶▷議会モニター

出田 牧子 さん
北村 光明 さん
三浦 明彦 さん
吉國 和則 さん

高橋 みさお さん
大林 さおり さん
谷 真一 さん
高田 光 さん



議会ってなあに？ NO.2



議員の役割

町議会には、町民の代表として選ばれた議員がいます。

議員は、町の課題を調べたり、町民のみなさんの声を聞いたりしながら、よりよいまちづくりのために意見を出し合います。また、議会での議論や町の取組をわかりやすくお伝えする役割も担い、町民と行政をつなぐ架け橋として日々活動しています。

議事をスムーズに進めるために、それぞれの議員には役割があります。

- 議長：議会の代表として、会議の進行をまとめます。
- 副議長：議長を助けて、議事を支えます。
- 議員：町民の声を届けるための提案や質問を行います。

議員は、まちの将来を考えながら、まちのために意見を出す「まちの代表者」なのです！

本会議と委員会

町のことを話し合う中心となるのが「本会議」です。

清水町では、年4回（3月・6月・9月・12月）に「定例会」が開かれ、町の予算や条例、まちづくりの方針などを話し合います。

定例会では、町長から提出された予算案や条例案などについて、議員が意見を出し合い、町の将来に関わる大切なことを決定しています。また、急に話し合いが必要な時には「臨時会」を開くこともあります。（R4年度…5回、R5年度…3回、R6年度…3回）

学校にも図書委員や保健委員などがあるように、議会の中には、それぞれの分野に分かれて委員会が置かれています。詳しい話し合いが必要な場合は、委員会にわかれて、少人数で話し合います。清水町には、次のような委員会があり、それぞれの受け持ちを「所管」といいます。

- 総務産業常任委員会：町の運営や安全、産業について話し合う
- 厚生文教常任委員会：子育て、福祉、教育について話し合う
- 広報広聴常任委員会：議会の広報活動について話し合う
- 議会運営委員会：議会の運営について話し合う



さらに詳しい
所管は
こちら

議員たちは、本会議や委員会で何度も話し合いながら、町にとって大切なことについて「賛成」か「反対」かで判断（議決）していきます。議会で決めることは町の生活に直接関わっていて、みなさんが使う公園や学校、道路、図書館…etc. そのすべてが議会で話し合って決められているのです！

委員会の様子



次号184号（2月発行）では…

- ・ 議員が議会ではしていること
について掲載しますぜひご覧ください！